

# 修理依頼に関する承諾書

依頼者（以下「甲」という）と、受託者株式会社飛龍（以下「乙」という）は、修理及び付帯業務につき以下のとおり修理委託契約を締結した。

## 第1条

1. 甲は、修理委託車両（以下「本件車両」という）について、作業依頼内容欄記載の修理業務及び調整業務（以下「修理調整業務」という）を、乙に対し委託し、乙はこれを受託するものとする。
2. 代車貸出の際の事故等について、修理代金は甲の実費負担とする。

## 第2条

1. 甲は、乙から修理調整業務の終了した本件車両の引渡しを受ける際、本件車両の修理調整業務が完成していることを、乙の立会いのもとに確認し引渡しを受けるものとする。
2. 乙は、本件車両の引渡しの際に、甲から修理調整業務に対しての請求金額全額を対価として受領する。
3. 甲は、中古部品の使用修理及び持込み部品の取付け作業において、保証が一切無いことを承諾するものとする。

## 第3条

1. 乙は、本件車両を甲から引渡しを受けた後、修理調整業務の完了の前後を問わず、善良なる管理者として本件車両が毀損しないような状態および環境で保管するものとする。
2. 乙が本件車両を保管中に、乙の責めに帰すべき本件車両の滅失、毀損、盗難があったときには、本件車両を適正に時価評価した金額で損害賠償責任を負うものとする。
3. 乙は、天災や紛争による本件車両の滅失、毀損、盗難があったときには、一切この責を負わないものとする。
4. 本件車両の委託修理調整以外の部分に支障が生じた際に、乙は一切の責任を負わないものとし、この事項に対して乙は承諾するものとする。

## 第4条

甲が次の各号のいずれかに該当した報道等により該当する蓋然性が高いと乙が認めた場合、乙は何らかの催告を要せず本契約を解除できるものとする。また解除までの点検費用・修理費用のご請求は発生いたしますことをご了承ください。

1. 甲、甲の役員もしくは実質的に経営に関与する者、また従業員（以下「役職員等」という）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）である場合、または反社会勢力であった場合。
2. 甲または役職員等が反社会勢力に対し、出資、貸付、資金もしくは役務提供等をしている場合、また反社会勢力と何らかの取引を行っている場合。
3. 前各号に掲げる場合のほか、甲または役職員等が反社会的勢力と何らかの関係を有している場合。
4. 甲または役職員等が自らまた第三者を利用して、乙、乙の業務提供先を含め第三者にたいして暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧、偽計による信用毀損行為、業務妨害行為その他これに順ずる行為等を行った場合。

## 第5条

納車・受渡しにおいて2週間以内に甲の都合で行われない場合、乙の承諾が無い限りは駐車費用として日額¥5,000円の費用が加算され、3ヶ月以上を過ぎた場合乙は本件車両を処分することとし、これに対して甲は意義申し立てをしないものとする。またお預かり車輛についてお見積り通知後7日以内に着工指示等をされない場合も上記同じく対応をするに関して意義申立をしないものとする。尚、ご請求及び駐車料金のご精算は継続して乙は甲に請求できるものとする。

## 第6条

甲および乙は、本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

## 第7条

本契約に定めのない事項および本契約の規定の解釈について疑義が生じた場合には、甲と乙は民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。